

大阪・関西万博兵庫棟（仮称）等展示設計・制作業務 公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの目的

2025 年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）に向け、兵庫県は関西広域連合が出展する関西パビリオン内の県独自展示スペース（以下、「兵庫棟（仮称）」という。）、及び兵庫県立美術館ギャラリー棟3階ギャラリー（以下、「兵庫県立美術館ギャラリー」という。）において、兵庫の有する多彩な魅力を発信し、県内各地への誘客に繋げるため、展示構成や展示概要、運営計画などの基本的な方針を定めた展示基本計画を令和5年3月に策定した。

この基本計画に基づき展示設計及び展示制作を実施するにあたり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザル方式（WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達）により企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

大阪・関西万博兵庫棟（仮称）等展示設計・制作業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託上限額

405,603千円（消費税及び地方消費税を含む。）

[年度別上限額]

令和5年度 54,945千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度 350,658千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール

令和5年4月4日（火）	募集要項等の公表・配布
4月13日（木）	質問書及び参加申込書等の提出期限
4月20日（木）	質問書に対する回答の期限
5月8日（月）	企画提案書の提出期限
5月中旬	審査委員会（プレゼンテーション審査）
6月上旬	契約締結、事業開始

※プレゼンテーション審査日程等については、後日通知する。

3 応募資格

プロポーザルに応募することができる者は、単独企業又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体（JV）とする。

(1) 単独企業

ア 法人格を有し、業務を適切に遂行できる能力があること。

イ 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。

ウ 業務の実施にあたり、兵庫県との打ち合わせ等に適切に対応できること。

エ 平成 25 年度～令和 4 年度の間、「展示設計業務（展示面積 600 m²以上）」を元請けで行った実績を有すること。

オ 平成 25 年度～令和 4 年度の間、常設もしくは展示期間半年以上の展示制作業務（展示面積 600 m²以上）を元請けで行った実績を有すること。

カ 次のいずれにも該当しないこと。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
- ②必要書類（5（1）に掲げる書類をいう。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- ⑤宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- ⑥暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

(2) 共同企業体（JV）による参加

ア 全ての構成員が、3（1）ア～ウ、カに掲げる要件を満たしていること。

イ 構成員のいずれかが、3（1）エ、オに掲げる要件を満たしていること。

ウ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねておらず、単独企業での参加もしていないこと。

4 募集要項等の配布

ア 配布開始日

令和 5 年 4 月 4 日（火）

イ 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/design-proposal.html>

5 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	部数
ア	参加申込書	1	正本 1 部
イ	会社概要	2	正本 1 部
ウ	役員等に関する調書	任意	正本 1 部
	以下は共同企業体で参加の場合のみ		
エ	共同企業体協定書 ※代表構成員に参加申込の権限を付与すること。	任意	写し 1 部
オ	共同企業体届出書	3	正本 1 部

(2) 留意事項

共同企業体（JV）として参加する場合、全ての構成員が、（1）イ、ウに掲げる書類を提出すること。

(3) 提出先

11 に記載の事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）。

※持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで。

(5) 提出期限

令和5年4月13日（木）午後5時（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式10）により提出すること。

(1) 受付期間

令和5年4月4日（火）から令和5年4月13日（木）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにて事務局に提出

E-mail : banpakusuishin@pref.hyogo.lg.jp

(3) 留意事項

件名に「展示設計・制作業務プロポーザルに関する質問」と記載すること。

(4) 質問に対する回答

4月20日（木）に全ての質問者に同一の回答を配布するとともに、県のホームページに回答を掲載する。ただし、関係者等への確認を要する質問で、期限までに回答できない場合、その質問に関する回答のみ後日行う可能性がある。

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	部数
ア	企画提案申込書	4	正本1部
イ	参加資格を有していることを証明する書類 ①法人登記簿謄本 ②定款又は寄附行為 ③納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの） ・消費税及び地方消費税の納税証明書 ・都道府県税（全税目）の納税証明書（兵庫県に事務所が所在する場合のみ） ④財務諸表（直近1ヶ年のもの） ・貸借対照表 ・損益計算書	—	正本1部

	・株主資本等変動計算書		
ウ	企画提案書 A3版 11枚以内（表紙を除く） ①展示設計・制作業務にかかる基本的な考え方（A3版 1枚以内） ②兵庫棟（仮称）での展示設計・制作について（A3版 5枚以内） ③兵庫県立美術館での展示設計・制作について（A3版 5枚以内）	任意	正本 1部 副本 15部
エ	本業務の実施体制 ①業務実施体制図（指揮系統） ②主な担当者の経歴	5, 6	正本 1部 副本 15部
オ	同種・類似施設の展示設計に関する業務実績	7-1 7-2	正本 1部 副本 15部
カ	同種・類似施設の展示制作に関する業務実績	8-1 8-2	正本 1部 副本 15部
キ	業務実施工程表	任意	正本 1部 副本 15部
ク	展示設計・制作業務概算費用 見積書	9	正本 1部 副本 15部

(2) 留意事項

ア 企画提案書について

- ①提出する案は、各法人1提案に限る。
- ②使用する文字は、12ポイント以上とすること。ただし、注釈はこの限りではない。
- ③提出期限後の必要書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ④必要書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- ⑤必要書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ⑥必要書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に返却しない。
- ⑦提出書類（1）ウ～クについて、副本には企業名及び企業ロゴを表記しないこと。
- ⑧提出書類（1）ウ～クについて、ページ番号を記載すること。
- ⑨企画提案書の作成にあたっては、7（3）「既存資料の閲覧」に記載の資料を踏まえて作成すること。
- ⑩企画提案書は全て片面印刷で作成すること。

イ 「令和4・5年度兵庫県建設工事入札参加資格」、「令和4・5年度兵庫県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格」もしくは「令和5・6・7年度兵庫県物品関係入札参加資格」のいずれかを有する場合、（1）イの書類提出を省略することができる。ただし、その場合であっても（1）イ③「消費税及び地方消費税の納税証明書」は提出すること。

ウ （1）オ、カについて、共同企業体として1部を提出すること。

エ 正本について、（1）ア、ウ～クまでを1セットとし、製本の上、提出すること。なお、A3サイズはA4サイズに折りたたむこと。

オ 副本について、（1）ウ～クまでを1セットとし、製本の上、提出すること。なお、A3サイズ

は A4 サイズに折りたたむこと。

(3) 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を参考とすること。

ア 大阪・関西万博兵庫棟（仮称）等展示基本計画書

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/pavilion.html>)

イ 2025 年大阪・関西万博に向けた兵庫のアクションプラン

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/actionplan.html>)

ウ 「ひょうごフィールドパビリオン」の展開

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/fieldpavilion-top.html>)

(4) 提出先

11 に記載の事務局

(5) 提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）。

※持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く各日の午前 9 時から午後 5 時まで。

(6) 提出期限

令和 5 年 5 月 8 日（月）午後 5 時（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

8 審査の方法

(1) 一次審査：書類審査

ア 応募者が 5 社以下の場合、資格審査のみ実施する。

イ 応募者が 6 社以上の場合、8（3）の審査基準に掲げる項目について審査の上、総合的に評価の高い者を選定（5 社以下に）する。

ウ 上記ア、イの結果及びプレゼンテーション審査日時・集合場所等については、令和 5 年 5 月 15 日（月）までに通知する。

(2) 二次審査：プレゼンテーション審査

ア 8（3）の審査基準に基づき、外部委員等で構成する審査委員会による審査を行い、業務を委託する契約候補者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。

イ プレゼンテーション審査への参加者は、1 社（1 共同企業体）あたり 5 名までとする。

ウ 本業務の実施に主に携わる担当者がプレゼンテーション審査に参加すること。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
A 企画提案内容	【兵庫棟（仮称）】 ・メインホールでの映像シナリオ案について、魅力的な提案がなされているか。また、映像にリンクしたストーリー性のあるプレショーの演出・工夫について提案がなされているか。 ・展示会場における兵庫県内産品の活用案について提案がなされているか。 ・効率的かつ実現性の高い展示構成や展示内容の提案がなされ	35

	<p>ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県への興味を喚起するインパクトのある展示の提案がなされているか。 ・ソフト面（制作した映像コンテンツ等）、及びハード面（壁材、椅子等）の万博終了後の利活用（3R、アップサイクル等）の提案がなされているか。 ・展示内容はユニバーサルデザインに配慮されており、誰もが楽しめる提案となっているか。 ・来場者が兵庫県立美術館ギャラリーや県内各地へ行ってみたいくなる工夫・仕掛けの提案がなされているか。 	
	<p>【兵庫県立美術館ギャラリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アバターを通じた体験の演出・工夫について具体的な提案がなされているか。 ・小学生等を中心に、子供達が展示に参加できる仕組みの提案がなされているか。 ・効率的かつ実現性の高い展示構成や展示内容の提案がなされているか。 ・ソフト面（制作した映像コンテンツ等）、及びハード面（各種展示物等）の万博終了後の利活用（3R、アップサイクル等）の提案がなされているか。 ・展示内容はユニバーサルデザインに配慮されており、誰もが楽しめる提案となっているか。 ・ひょうごフィールドパビリオンをはじめとする兵庫県の魅力を、展示を通してどのように来場者に伝えるか、また、伝えた上で県内各地への実際の誘客にどのように繋げていくのかについて提案がなされているか。 	30
B 実施体制 スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施に当たり、明確な責任体制に基づいた適切な実施体制や人員配置がとられているか。 ・無理がなく、適切に実施できるスケジュールであるか。 	10
C 類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・展示設計、展示制作業務について、類似の実績を豊富に有しているか。 	5
D 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った適切な経費になっているか。 	5
E 地元企業	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内に本店、支店、又は営業所を有する者（有する構成員が含まれる共同企業体）であるか。 <p>本店：5点、支店：3点 なし：0点</p>	5
F 全体評価	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は展示基本計画書を踏まえた内容及び仕様書の内容と合致しており、事業に関する理解・知識が十分にあるか。 ・業務を遂行するに当たっての創意工夫等を行っているか。 	10
合計		100

(4) 審査結果

審査結果は、審査後、事務局から速やかに全応募者に通知するとともに、県のホームページで公表する。

(5) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

イ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 業務の内容等

(1) 県は、契約の相手方と委託業務内容等について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と契約の相手方双方で確認の上、委託業務内容等を修正し、又は変更することがある。

(2) 契約の相手方は、(1)の協議・調整を行った業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。

(3) 契約の相手方が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は契約の相手方に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

10 その他留意事項

(1) 提案を取り下げる場合は、辞退届（様式 11）を提出すること。

(2) 契約候補者は、当該業務の実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後 5 年間保存すること。

(3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

(4) 契約候補者は、兵庫県財務規則第 100 条第 1 項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

11 事務局

兵庫県企画部万博推進局万博推進課 馬場崎、松下
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
電話 078-362-9058（直通）
E-mail : banpakusuishin@pref.hyogo.lg.jp